



NEWS RELEASE

2012年6月26日
東ソー株式会社

安全改革指針について

2011年11月13日に発生しました弊社南陽事業所 第二塩化ビニルモノマー製造施設 爆発火災事故に関して、近隣住民の皆様、行政官庁などの関係先、関連する会社やお客様などに多大なご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

当該事故を教訓とし、生産活動、設備保全の現状を総点検し、「安全な化学メーカー」を再建するための安全改革指針を策定することを目的に、2012年2月1日に社長直轄の委員会として設置しました安全改革委員会の安全改革指針がまとまりましたので、お知らせ致します。

「安全改革指針」につきましては、添付資料をご参照願います。

本リリースに関するお問い合わせ先
広報室（TEL：03-5427-5103）

以上

東ソー株式会社 広報室

東京都港区芝3-8-2 〒105-8623
TEL 03(5427)5103 FAX 03(5427)5195
<http://www.tosoh.co.jp>

安全改革指針の発行

2011年11月13日に南陽事業所で発生した爆発・火災事故では、従業員の尊い命を失い、また近隣の住民をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけしました。

私はこの重大な事実を真摯に受け止め「安全な化学メーカー」を再建するために安全改革委員会を設置し、以下のような「安全改革指針」を策定しました。

[達成目標]

- ・二度とこのような事故を起こさない「安全な化学メーカー」となる。
- ・従業員が安心して働く職場とする。
- ・地域住民をはじめ社会が信頼して付き合える会社になる。

[安全改革指針の要旨]

・社長の決意

社長は、安全が経営の根幹であることを再認識し、必要な経営資源を配分するとともに、その決意を全従業員と共有する。

・安全文化の醸成

安全活動の総点検を行い、従業員一人一人が自ら考えて行動する、実効性の高い活動に変革する。

・情報の開示と活用

事業所は、緊急時の状況等について、正しい情報を迅速かつ適切に地域住民に提供する。また、保安・事故情報は、これを確実に有効活用する。

・教育、訓練の充実

技術と安全の教育・訓練をより充実させ、理解度・習熟度に応じた柔軟な教育システムを再構築する。

・継続的な改革、改善

安全改革の活動が一過性のものとならないよう、全ての従業員が今回の事故を忘れず、この安全改革を継続的かつ確実に実行する。

我々はこの「安全改革指針」をもとに全社一丸となって「安全改革」の推進に全力を尽くすことを誓います。

2012年6月26日
東ソー株式会社 取締役社長

宇田川憲一

安全改革指針

2012年6月26日
東ソー株式会社
安全改革委員会

1. 目的

2011年11月13日 南陽事業所第2塩ビモノマープラントにおいて重大な爆発火災事故が発生し、1名の尊い命が失われた。我々はこの事故原因の徹底究明ならびに再発防止対策を策定するため、外部有識者を交えた事故調査対策委員会を直ちに設置した。

又さらに、このような事故を二度と起こさない、「安全な化学メーカー」を再建するため社長直轄の安全改革委員会を設置した。安全改革委員会では生産活動、設備保全、環境安全の現状を総点検し、ここに「安全改革指針」をまとめる。

2. 適用

本指針は、東ソーホン社および南陽、四日市両事業所に適用する。なお、当社の他組織ならびに東ソーグループ各社においても、この「安全改革活動」の進捗を踏まえた上で同様に活動を展開する。

3. 安全改革のための指針

安全改革の達成目標として、次の3項目を掲げる。

- ・二度とこのような事故を起こさない「安全な化学メーカー」となる。
- ・従業員が安心して働く職場とする。
- ・地域住民をはじめ社会が信頼して付き合える会社になる。

これらの目標を達成するため、以下のように指針を策定する。

(1) 社長の決意

社長の安全にかける決意は安全活動を推進するために最も重要なものである。安全を経営の根幹と捉え、必要な経営資源を配分し、その決意を全従業員と共有する。

①安全は経営の根幹

- ・レスポンシブル・ケア（RC）の基本理念では「安全の確保が経営の最重要課題であることを認識する」と表明しているが、このたびの重大な事故を真摯に受け止め、ここに「安全は経営の根幹であること」を再認識し、あらゆる階層でこの理念を達成するための行動を推し進める。

②必要な経営資源の配分

安全改革の目標を達成するために必要な措置をとる。特に次にあげる経営資源の配分を確実に実行する。

- ・人材：運転体制や教育を充実させるための人材確保など
- ・設備：生産設備の保全、教育設備など
- ・予算：現場改善を迅速に実行するための予算措置、権限委譲など

③全従業員との決意共有

- ・南陽事業所、四日市事業所の製造部門、設備管理部門をはじめ全社的なコミュニケーションの充実のために直接対話を実施し、全従業員に社長の決意を周知するとともに理解を得る。

（2）安全文化の醸成

社長の決意を実行するためには、事業所長のリーダーシップの下、事業所幹部（部長、課長）は自らの意志と行動によって安全活動を変革することが求められている。安全活動の総点検を行うことで、より実効性のある活動に変革する。

①事業所長のリーダーシップ

- ・事業所長は強いリーダーシップを発揮して事業所幹部および事業所管理部門を指揮、指導すると共に、活発な議論の上に安全活動を展開するよう創意工夫する。

②事業所幹部の意識改革

- ・部長、課長は自らの技術と安全意識を向上させるよう積極的に努力する。
- ・意識改革のための活動・研修計画は、部長、課長の横断的な議論を通して検討し、実行する。

③ボトムアップ活動の活性化

- ・既存の安全活動について総点検を行い、効果的でない活動は中止するなどの見直しも含めて、より意義のある活動とすべく従業員自らが提案し実行する。
- ・全従業員が取り組む安全活動について、その結果が目に見え、且つスピード感のあるものに変える。

（3）情報の活用と開示

正しい情報を迅速かつ適切に提供する企業であることが、地域住民の信頼に繋がるという認識のもと、地域住民とのコミュニケーションを充実させていく。また、保安技術の向上のための貴重な教訓である自社および他社の保安・事故情報は、これを見落とさなく、確実に有効活用する仕組みを再構築する。

①地域住民とのコミュニケーション

- ・緊急時の情報提供がより迅速かつ適切となるよう、広報体制、連絡体制を見直す。
- ・地域住民とは定期的な情報交換等を実施しているが、これをさらに充実させるため、当社が持つリスクとその対応状況などについて十分なコミュニケーションを行う。

②保安、事故情報の分析と水平展開

- ・全ての保安情報、事故情報の収集については情報収集責任部門を明確にし、漏れのない収集活動の仕組みを構築する。
- ・情報の管理部門は、関連部署への水平展開の指示と安全対策の設備改善も含めた諸活動のフォローを確実に実施する仕組みを再構築する。

(4) 教育・訓練の改善

運転要員や保全要員の世代交代は今後さらに進んでいく。製造部門、設備管理部門および協力会社に対する技術と安全の教育・訓練をより充実させ、理解度・習熟度に応じた柔軟なP D C Aのサイクルがまわせるよう改善する。

①教育・訓練体系の見直し

- ・製造部門、設備管理部門および協力会社を対象に、技術と安全に関する現状の教育・訓練体系を質・量の両面で見直す。
- ・教育の重要な資料である運転マニュアルは「Know-Why」など伝承すべき知識をより判りやすく記述したものへ進化させる。
- ・非定常作業や頻度の少ない重要操作（連続プラントの起動、停止操作など）について、十分な知識と技術を身につけるような教育を推進する。

②理解度、習熟度の把握

- ・技術および安全に関する教育や訓練の理解度、習熟度をより定量的に把握できる仕組みを充実し、技術力と安全意識の向上を図る。
- ・新規配属者に対する導入教育の充実だけでなく、中堅やベテランに対しても再度プロセス技術や運転技術の基本を教育しフォローアップする。

③教育推進組織の充実

- ・重要課題の一つである人材育成の充実のために、基礎教育の徹底など実践的教育訓練を展開する組織を強化する。

(5) 継続的な改革、改善

安全改革の活動が一過性のものとならないよう、従業員一人一人が今回の事故を忘れず、安全改革を確実に実行する仕組みをつくり、継続的な改革・改善を推進する。

①風化防止活動の実行

- ・安全な事業所を作り上げる決意を従業員全員が共有するとともに、本事故の教訓を決して風化させないため、11月13日を全社の「安全の日」と制定し、安全文化の定着を目指す諸活動を実施する。

②業務の棚卸

- ・業務負荷を軽減し、安全改革を着実に実行するため、全ての部署は定期的に業務の棚卸を行う。

③安全改革推進組織の設置

- ・安全文化の確立と定着を図るため、安全改革指針をもとに各部門が具体的に進めいく安全改革活動のサポートとフォローを担う推進組織を設置する。

④監査の充実

- ・R C活動のP D C Aを確実に回すためにR C監査を行っている。この監査項目に「安全改革の推進状況の確認」を織り込み、安全改革の進捗評価とフォローを行う。
- ・R C監査の実施内容について第三者によるレビューを受け、当社の安全文化の確立、定着の状況を客観的に評価する。

⑤資源配分の仕組み

- ・製造部門、設備管理部門が主体的かつ迅速に現場の改善を実施するための別枠の予算を確保するとともに、その決裁権限を事業所に委譲する。
- ・設備保全については、トラブル低減のための手法を再構築し、予算配分の仕組みを見直す。

4. 実行計画の作成

本指針をもとに安全改革の目標を達成するため、実行項目とスケジュールを明確にした実行計画を作成する。

- ・実行計画は実施項目ごとに責任部門および優先順位を決める。
- ・安全改革活動の継続のサポートを担う推進組織が、実行計画を管理しフォローする。
- ・R C監査等による活動監査結果も踏まえ、少なくとも1年毎に実行計画を見直す。

以上